

かがやき

[第80号]

11月12日～25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」期間

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間であり、府の「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」です。

配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあつた者から振るわれる暴力のことを「DV（ドメスティックバイオレンス）」といいます。

DVは、被害者自身が逃げれば解決する、という簡単なことではありません。

被害者は「私が悪いから暴力を振るわれている」「自分さえ我慢すればいい」など、被害を受けることで、心を支配され、逃げる勇気や気力を失っている場合があります。さらには「DV」という言葉の浸透とは裏腹に「あんな立派な人が暴力を振る

うはずない」「別れないってことはたいした被害を受けていない」などといった社会の理解不足のほか、経済的問題、子どもの就学の問題など、あらゆる要素が複雑に絡みあい、解決に向かうことが難しい状況にあります。

また、11月は「児童虐待防止月間」です。子どもへの直接的な暴力はもちろん、DVを見せつけてしまうことも子どもの心に重大な影響を与えるので、許される行為ではありません。児童虐待からDVが、DVから児童虐待が発覚するなど、この2つの問題は密接な関係にあります。「これっておかしい?」と思ったら、一人で悩まず、ためらわずに相談してください。

これ、全部〈DV〉です!

◆身体的暴力 殴る、蹴る、物を投げるなど	◆社会的暴力 付き合いや外出を制限する、スマホをチェックするなど
◆精神的暴力 怒鳴る、ばかにする、無視するなど	◆子どもを利用した暴力 子どもの前で暴力を振るう、子どもの前で非難するなど
◆経済的暴力 生活費を渡さない、自由にお金を使わせないなど	◆性的暴力 望まない性行為を強要する、避妊しないなど

DV 相談先 ひとりで悩む前に、まずはご相談ください 男性も女性も相談できます

機関	名称	電話	開設日など
舞鶴市	女性のための相談室 配偶者暴力相談支援センター(※)	☎ 65・0056	月～金曜日、9時～16時(祝日、年末年始は休み)
京都府	京都府家庭支援総合センター	☎ 075・531・9910	9時～20時、緊急の場合は24時間対応
	京都府北部家庭支援センター	☎ 0773・22・9911	月～金曜日、9時～17時(祝日、年末年始は休み)
警察	舞鶴警察署	☎ 75・0110	緊急時は「110番」

※今年9月1日に新設

◆運動期間中の啓発活動

◇映画上映会&ワークショップ
DV、児童虐待をテーマにした映画の上映や、被害に遭わない、遭わせないための学習をします。

【日時・上映作品】◇11月11日(金) 9時30分～11時30分:「サンドラの小さな家」◇11月18日(金) 9時30分～12時:「きみはいい子」

【場所】フレアス舞鶴

【対象者】市内在住の人

【定員】各回先着20人程度

【その他】託児あり(1人につき1回300円)

【申し込み方法】電話で人権啓発推進課(☎66・1022)かフレアス舞鶴(☎65・0055)へ。

◇パープル・オレンジライトアップ

女性に対する暴力根絶の世界的なシンボルである「パープルリボン」と子ども虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」にちなんで、赤れんがパークや五老スカイタワー、田辺城門をライトアップ。

【日時】11月30日(水)までの17時～20時

※期間は施設によって異なります